

## 加賀料理技術保存会規約

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、加賀料理技術保存会（以下「保存会」という。）と称し、事務局を石川県商工労働部産業政策課内に置く。

### (趣旨及び目的)

第2条 保存会は、加賀料理の技術を次の世代へ確実に継承するとともに更に向上させていくため、この技術の保存・活用及び発展のための活動を行うことを目的とする。

2 保存会の会員は、所属する店舗において、料理人一人ひとりが喜びとやりがいを実感できる場を創出し、加賀料理の技術を次世代へ確実に継承するとともに、これを一層向上させることに努めるものとする。

### (活動)

第3条 保存会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 次代を担う若手料理人の確保・育成のための活動
- (2) 加賀料理の特質、形態、調理技術、接客・接遇等の記録、保存に向けた活動
- (3) 加賀料理の魅力発信に向けた活動
- (4) その他、必要な活動

### (会員資格)

第4条 保存会の会員は、加賀料理の仕事に10年以上携わっている経験をもつ者で、第15条に定める審議会の審査を経て入会することができる。

### (協力者)

第5条 保存会の活動を支援するため、石川県料理業生活衛生同業組合、金沢芽生会、公益社団法人石川県調理師会が協力者として保存会の活動に参加することができる。

### (入会)

第6条 保存会の会員になろうとする者は、石川県料理業生活衛生同業組合、金沢芽生会、又は公益社団法人石川県調理師会の推薦により、第15条に定める審議会の審査を経て入会することができる。

(会費)

第7条 会員は、年会費として3,000円を納入しなければならない。

(会計等)

第8条 保存会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(退会等)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し任意にいつでも退会することができる。なお、会員は死亡したときは退会したものとみなす。

2 保存会は、会員が本規約に違反したとき、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決を経て、これを除名することができるものとする。

(事務局の職務)

第10条 事務局は、保存会の事務を総括し、次に掲げる業務を担う。

- (1) 会員の名簿管理
- (2) 総会及び役員会の運営補助
- (3) 会計事務及び収支報告書の作成
- (4) その他、保存会の運営に必要な業務

(役員)

第11条 保存会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の職務)

第12条 会長は、保存会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、決算監査を行い、総会においてその結果を報告する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 解任された役員に代わり選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第 14 条 心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき、その他正当な理由があるときは、総会の議決により、役員を解任することができる。

(審議会)

第 15 条 会員資格に関する審査及び保存会の活動に対する助言を行うため、保存会に審議会を置く。

2 審議会の委員は 11 名以内とする。

3 審議会委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第 16 条 総会は、保存会の最高議決機関とする。

2 総会は年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、その議長となる。

4 会長は別に議長を指名することができる

5 総会は、次の事項を審議し、決議する。

(1) 規約の改正に関する事項

(2) 役員の選任及び解任に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 収支予算及び決算に関する事項

(5) その他保存会の運営に関する重要な事項

6 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

7 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(役員会)

第 17 条 保存会に役員会を置く

2 役員会は、第 11 条に定める役員（監事を除く）をもって構成する。役員会では、

必要に応じ、学識経験者を出席させ、意見陳述させることができる。

(役員会の招集)

第 18 条 役員会は、必要に応じ会長が召集する

(役員会の議決事項)

第 19 条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 業務の執行に関する事項
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) 会員の資格に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業年度)

第 20 条 保存会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(会計報告)

第 21 条 事務局は、毎事業年度終了後、収支報告書を作成し、監事の監査を経た上で、これを総会で報告し承認を得る。

(雑則)

第 21 条 本規約に定めるもののほか、保存会の運営等に関して必要な事項は、役員会が定める。

附 則

本規約は、保存会設立総会において承認されたときから施行する。